

対象国における環境の現状と課題

対象国の対象分野（中国：NO_x 削減、インドネシア・ベトナム：産業排水対策）における環境の現状、対象国の取組実施状況、対象国の取組の課題、ドナー機関による取組について、国別に整理した。

1. 中国

1-1 NO_x 汚染の現状

- 中国の NO_x 汚染は、約 36%が火力発電所、34%が工業排出源、18%が交通運輸部門を起源としている。
- 業界別に見ると、火力発電所と自動車分野の NO_x 排出係数は低減の傾向が見られるが、セメント業界の排出係数はここ 10 年で 1.5 倍以上増加している。
- 新規の発電ユニットの大多数は低 NO_x 燃焼技術や脱硝施設を備えるようになってきたが、その一方で火力発電所の次に多い排出源である工業用石炭焚きボイラーについては、ほぼすべてに脱硝装置が設置されていない状況にある。
- 自動車による NO_x 汚染は約 70%以上が大中型バスとトラックで、主に北京、天津、河北省、長江・珠江デルタ地域に集中している。

1-2 NO_x 対策の現状と課題

		対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
法制度	中央政府	<ul style="list-style-type: none"> • 環境保護法(1989 年)、大気汚染防止法(2000 年改正)、排污費徴収・使用管理条例(2003 年)の整備 • 十一五期間全国主要汚染物排出総量規制計画(2006 年) 	<ul style="list-style-type: none"> • 原則に寄りすぎた内容となっている。 • 企業の環境技術導入コストより排污費の方が安い。 • 2006~10 年の総量規制の対象は COD と SO_x の 2 つのみである。 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境モデル都市事業（大気汚染対策分野の協力）(JICA)

		対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
		<ul style="list-style-type: none"> 環境基準（環境大気質基準）の設定 	<ul style="list-style-type: none"> NO₂ 上限値が緩く、NO_x 汚染状況が見えない。 NO_x は地域的汚染物であるため、総量規制が必要。 主要な排出源である電力・自動車対策を行った上で、セメントや鉄鋼業界などの対応も必要。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 排出基準の設定（業種別の排出基準） 	<ul style="list-style-type: none"> 基準が整っておらず、上限値が緩い。 移動排出源について、Euro 規制に準じた基準の引き上げを描いたロードマップを掲げているが、全国レベルの対応が追いつかない懸念がある。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 奨励政策（基準を繰り上げて達成した自動車について消費税減税、グリーン購入） 	<ul style="list-style-type: none"> 主な排出源となっている大型トラックやバスの繰上げ廃車を迫った場合、物流コストなどの上昇原因となる可能性がある。 	
	地方政府	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準への上乗せ 	<ul style="list-style-type: none"> 北京市ではEuro4 規制(欧州連合 排気規制 第4段階)に準じた規制を国の基準への上乗せとして行っているが、全国的な基準ではないために、基準を満たさない車両が他の地域に流出している懸念がある。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 総量排出規制の割り当て（現在はSO_xのみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 各地方ごとに目標責任制を実施し、地域内の主要排出源に削減目標を設定することでSO_xは削減に向かっているが、NO_x削減は進んでいない。 	
人材育成／組織整備	中央政府	<ul style="list-style-type: none"> 環境保護部への昇格（2008年）、環境監測総ステーション、華東、華南、西北、西南、東北区域環境保護督查センターの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 局から部へ昇格したが、依然として、300人弱と小規模な組織であり、各省、県、市レベルの環境保護部門への直接的な監督権限を持ち合わせていない。 各省、県、市レベルの環境保護部門の人事権、財政権を各レベルの人民政府が持っているため、地方保護主義の影響を受けやすい構造となっている。 	
		－（人材育成については調査中）		

		対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
	地方 政府	<ul style="list-style-type: none"> 環境保護(庁)局、環境監察隊、環境観測ステーション(省、市、県)の設置 職員に対する研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人員の増強を図っているが、企業の環境汚染監視活動を行ううえでは、ハード、ソフトともに十分とは言えない。 総合研修・特別テーマ研修の実施や緊急演習の実施による訓練を行っているが、参加者数が限られている。 	
	企業	<ul style="list-style-type: none"> <u>企業環境監督員制度</u>を段階的に試行中 	<ul style="list-style-type: none"> 工場レベルでの環境保全意識の向上が全体のレベル引き上げには必要不可欠であることから、より<u>多くの有資格者を育成することが重要</u>。 迅速に国家資格として認定し、有資格者が採用時に優遇されるなど資格取得に対するインセンティブ付けが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>公害防止管理者制度の調査研究活動(JICA)</u>
技術開 発・普及	中央 政府	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>国家環境保護技術評価とモデル管理弁法</u>」(2009年) 	<ul style="list-style-type: none"> 管理弁法が2009年5月に施行されたが、<u>実施細則を現在制定中</u>。 技術評価を受けることで具体的にどのようなメリットがあるのか不明瞭。 企業が申請するというよりも、すでに中央や地方の援助を受けている技術に対する技術評価という色合いが強い。 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ開発庁の出資により環境技術認証制度形成支援プロジェクトを実施 USEPAと環境技術実証制度の設立のための協力について覚書締結
		<ul style="list-style-type: none"> 科学研究活動による技術開発 	<ul style="list-style-type: none"> 窒素化合物源リスト、排出削減と環境(大気質)の関係、汚染源コントロール技術などの研究は強化の必要あり。 	<ul style="list-style-type: none">
	産 業 界	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止の技術開発(SOx総量規制対応のための脱硫装置) 	<ul style="list-style-type: none"> 脱硫装置の技術開発は、総量規制の実施により需要が高まったため、国産化が進んだが、脱硝装置の技術開発はあまり進んでいない。 	
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 有鉛、無鉛ガソリンの価格差別政策 自動車買い替え補助政策 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、基準を満たせなかった車の早期廃棄補助限度額は最高6000元/台(北京では2.2万元/台)とまだ高くないため、補助額値上げが必要。 	

2. インドネシア

2-1 水質汚濁の現状

- インドネシアの水質汚濁は、有機性汚濁負荷のうち 25・50%が産業排水を起源としている。繊維業、パルプ・紙産業、ゴム業、食品加工業等が主要な排出源とされている。
- 一部の大規模な工場や工業団地では、排水処理設備を備えて適切な運転管理が行われている一方で、地場の中小規模の工場では排水処理設備を導入していないことも多く、有機物の他に重金属等による汚染が深刻化している。
- 2004 年の環境省（KLH）の調査では、排出基準を満たしている企業の割合は、繊維が 61%、紙産業が 75%、基礎科学が 53%であった。

2-2 水質汚濁対策の状況と課題

* 課題の※印は日本人専門家の指摘に基づく

		対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
法制度	中央政府	<ul style="list-style-type: none"> • 環境管理法ほか関連法の整備（環境管理法は 2009 年 10 月 3 日付けで改正） 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>中央政府の多くの省庁や自治体が水質汚濁対策に関与しており、その責任分担が複雑である。</u> • <u>環境大臣令や環境大臣規則の形で公布されているものが多く、法や政令といった他省庁との調整の上で公布されているものが限られている。※</u> • 改正環境管理法において、グリーン GDP や排出権取引等、インドネシアの環境対策の現状より先進的すぎる概念が盛り込まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境政策の専門家派遣（JICA、GTZ）

	対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準の設定 排出基準の設定 	<ul style="list-style-type: none"> <u>恒常的なモニタリング・記録が充分になされていない。</u>環境白書のデータは、国から地方政府に資金を供与し、年2回最低1つの河川を選定してモニタリングすることを依頼する形で収集されている。 <u>水質基準は、水質汚濁防止法（2001年政令第82号）で利水用途に応じて4類型に分類されているが、河川の規模により国・州・市・県が定めることとなっており、この役割分担が明確になっていないために、未だに各河川にどの基準が適用されるか明確になっていない。</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> 執行権限の地方政府への移譲 	<ul style="list-style-type: none"> <u>2001年の分権化以降、BAPEDAL(旧環境管理庁)の権限が、州を越えて、市・県レベルまで移譲されたために、市・県が多く課題を抱えている。</u> 河川の問題は通常や州や国の管理下におかれるが、市・県が取水許可証の発行等の既得権益を手放したくないために、本来なら州政府に入ってくるべき許可証発行手数料が入ってこず、州の河川管理に係る予算が不足している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 産業界の自主的な環境改善を促すランキングシステムの導入（PROPER制度） 	<ul style="list-style-type: none"> <u>政策の有効性は参加企業数だけで評価されており、制度導入後の河川の汚染改善については調査されていない。</u> <u>輸出で収益を上げている企業にとっては、取引先はむしろISO14001等を重視しているため、格付け制度がインセンティブとして十分に機能していない。※</u> 評価担当者への賄賂が格付けの決め手になると、制度に疑問を投げかける声もある。※ 	
地方政府	<ul style="list-style-type: none"> 国の排水基準への上乗せ 	<ul style="list-style-type: none"> 排水の実測能力がないために、企業の基準の遵守状況が確認できていない。 	

		対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
		<ul style="list-style-type: none"> 独自の条例、環境規則の設定 	<ul style="list-style-type: none"> PROPER 制度についても、地方政府が独自に評価している場合もあり、中央で赤（不良）のものが地方では青（良）になる場合もあり、統一性がない。 西ジャワ州では PCM 制度に関する条例が制定されたが、違反した工場に対する具体的な罰則事項は定められていない。 	
人材育成 ／組織整備	中央政府	<ul style="list-style-type: none"> 旧 BAPEDAL と環境省 (KLH) の統合 (2002 年) 	<ul style="list-style-type: none"> 他省庁との役割分担が明確ではなく、連携不足。 KLH 内の部署間でも連携が不十分であり、政策間の関連が不明瞭であり、また重複が見られるケースがある。※ 2001 年分権化以降、旧 BAPEDAL が持っていた環境関連法の執行権限は地方の環境管理局（主に市・県）に移ったため、KLH は規制を作るだけの機関になっている。※ 	
		<ul style="list-style-type: none"> 職員に対するセミナーや留学プログラムの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 留学経験者や修士以上を取得している職員が多いが、権限がなくモチベーションの低い者も多い。※ ODA 関連の業務のある課とそれ以外で、事業予算に大きな差が生じている。 ODA の支援で、中央・地方事務所のラボに高性能な分析機器の提供があったが、事実上機能していないものが多い。※ 	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理センタープロジェクト (EMC 建設、モニタリング技術向上、研修実施等) (JICA)
	地方政府	<ul style="list-style-type: none"> 州における環境管理局の設置 州職員に対するセミナーや留学プログラムの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 学歴も高い人材が揃っているが、環境関連法の執行権限が市・県に大きく移譲されているために、権限・予算が限られている。国を通さず海外ドナー機関とプロジェクトを実施したいという意向を持っている政府が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域モニタリング能力向上プロジェクト(水質モニタリング機材整備、研修等 (豪州と日本)

		対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
		<ul style="list-style-type: none"> 市・県における環境管理局の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 旧 BAPEDAL の法執行のノウハウが地方分権の際に移転されず、法執行の人材が不足している。 職員数が不足している（ジャカルタ特別州¹においても、5つの区で立入検査に従事できる職員は8人ずつであり、決して多くはない） 環境専門で従事する職員が少ない（県によっては環境専門部署がない）。また職場内の異動も多いため、専門性が確立されない。 立入検査に行っても、知識がないため、虚偽のサンプルや分析結果で騙されてしまうケースがある。また、汚染を発見しても、工場側の賄賂で見逃してしまうケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方環境管理システム強化プロジェクト（EMCを活用したモデル自治体（水質は北スマトラ州）、研修を通じた能力向上（JICA）
	産業界	<ul style="list-style-type: none"> 西ジャワ州の企業による公害防止管理者資格の取得、企業内における公害防止部署の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 本格的に制度を普及させるためには、PCM だけでなく、環境管理の意志決定を持つ工場長レベルの意識の変化が必要。 企業が資格取得者への資金支援（受講料の肩代わり）する等、企業が人を育てていくという機運作りが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 西ジャワ州 公害防止管理者制度普及プログラム（JETRO、AOTS 等）
技術開発・普及	中央政府	<ul style="list-style-type: none"> （技術導入・開発のインセンティブ制度については調査中） 	<ul style="list-style-type: none"> 行政当局が工場の技術の導入状況を十分に把握できていない。 環境技術認証プロジェクトがCIDAの支援で実施されていたが、プロジェクト終了とともに検討も終了した。この制度は審査機関への賄賂に繋がると批判的な声も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境技術認証システムの導入に係る検討プロジェクト（カナダ-CIDA）
	産業界	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地や一部の工場における排水処理システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 旧式の生産ラインと排水処理技術を利用している工場が多く、実際に導入されている技術について行政当局は十分に把握できていない。 	

¹ ジャカルタ特別州環境管理局は環境関連法執行上、同等の権限を有する。

		対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
		<ul style="list-style-type: none"> 環境省クリーナープロダクション（CP）センターや、工業省研究所（紙パルプ・繊維等）、業界団体を通じた技術セミナーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 外資系企業と国内企業の取組状況に大きな差がある。 <u>インドネシアは国土が大きく、また中小規模の企業が多い（豆腐、バティック、水産物の加工業は水質汚染の主要な排出源となっている）。そのため、全体的な意識の改善を図るためには、TOT（Training of Trainers）が必要。</u> <u>環境管理以外に、国のエネルギー政策と連動して、省エネルギーの導入のニーズが高い。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 企業・工場（特に中小企業）の環境管理改善のためのCPセンターの能力向上プロジェクト（ドイツ-GTZ） 東ジャワ州 省エネルギー制度導入協力プロジェクト（JETRO等）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 工業省研究所やバンドン工科大学等による環境対策技術の開発・普及 	<ul style="list-style-type: none"> <u>排水処理技術の設計から、オペレーション、メンテナンスについて、ハード・ソフト両面から支援する産業が十分に形成されていない。※</u> 	

3. ベトナム

3-1 水質汚濁の現状

- 河川については、上流の水質は良いが、下流の水質は環境基準を大きく超過している。特に水量が不足する乾季においてその汚染濃度は深刻になる。
- 多くの主要河川、特にハノイやホーチミンにおいて BOD とアンモニア性窒素 (NH₄⁺-N) が基準を超過しており、TSS は北部において 1.5-2.5 倍超過している。
- 90%以上の排水が未処理で放出されており、また生活排水と産業排水を分けるシステムも構築されていないため、混合した状態で河川へ放流されている。
- 製造プロセスにおいて水を多く使用する食品加工（特に海産物）、製紙業、繊維業等からの汚染が特に深刻である。「深刻な汚染企業に対する改善命令に関する 2003 年首相決定第 64 号」では、環境改善を図るべき事業体 439 施設をリストアップしており、うち 284 施設が産業由来である。環境改善を求められている主な産業は、食品加工 (32.7%)、軽工業 (15.8%)、化学工業 (12.0%)、建築資材製造 (11.3%)、重工業 (9.9%) 等である。
- 首相決定 64 号が公布されてから 6 年が経過しているが、対象の 439 施設のうち環境管理改善が完了しているのは、全体の 45.8%にとどまっている (ただし、うち半数以上が改善措置は終了しているが政府からの認定書は未取得)。全体の 41.7%が着手中あるいは計画中、12.5%が何の対策も実施していない状態である。

3-2 水質汚濁対策の状況と課題

* 課題の※印は日本人専門家の指摘に基づく

		対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
法制度	中央 政府	<ul style="list-style-type: none"> • 環境保護法の 2005 年改正、関連法（施行規則、行政処分）の制定 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業の環境技術導入コストより罰金の方が安い。 • 他の法令との重複や矛盾等があり、省庁間・中央/地方の役割が不明確な部分がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境政策の専門家派遣 (JICA)

	対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 水資源（河川、海域、湖沼等）のモニタリング・記録が充分になされておらず、政策の有効性評価や、環境汚染の被害額算出の根拠となるデータがない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 排水基準の設定 排水課徴金システムの導入 大量に排水を放出する工場への排水溝への自動計測装置設置の義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> 欧米諸国の基準を参考にしている場合が多く、国内企業が対応できる技術レベルと乖離した厳しい基準となっている。 DONRE に分析・計測機器が十分に普及しておらず、実測能力が伴っていないため、産業排水の課徴金は一部の企業からの自己申告に基づいているので十分に機能していない。 課徴金率は一律であるため、遠隔地、農村部では排水課徴金の回収コストが回収金額を上回ってしまう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 執行権限の地方政府への移譲 	<ul style="list-style-type: none"> 地方・中央の役割分担が明確ではない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 刑法の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 環境犯罪に刑法が適用された前例がない。また、個人は起訴できるが、法人はできない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 深刻な汚染企業のリスト化と環境改善命令（移転を含む）の実施（2003年首相決定第64号） 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設（病院、処分場）は財政不足、民間企業についても地方政府の指導が充分ではないため、十分な成果が得られていない。 	
地方政府	（地方レベルの排水基準上乘せはない）		

		対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
人材育成 ／組織整備	中央 政府	<ul style="list-style-type: none"> 2002年に天然資源環境省(MONRE)設立、2008年にベトナム環境保護総局(VEA)設立 	<ul style="list-style-type: none"> 他省庁との役割分担が明確ではなく、連携不足(特に環境保護法より後に制定された化学物質法では担当省庁が商工省であり、MONREの権限と重複する部分があるが、後から制定された化学物質法に基づく権限が優先されている)。 依然として経済政策が優先されており、計画投資省や商工省の権限が強い。※ 1%の国家予算が環境対策に当てられることになっているが、他省庁の環境管理分野や地方への配分があるため、MONRE/VEAが使用できる予算には限りがある。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 職員に対する留学や研修プログラムや、セミナーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> VEAには高学歴な職員は多いが、人数が不足しているため複数の分野を担当している職員が多く、専門性が育たない。 外部の専門家(大学や研究機関)に業務の一部を委託する仕組みが十分に整備されていない。 地方政府からの環境技術に関する問合せがあるが、対応できる職員が少ない。 	
	地方 政府	<ul style="list-style-type: none"> 各省に天然資源環境部(DONRE)、また郡・コミュニケーションレベルでも環境管理支局を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等に従事できる職員数が不足。 DONREが汚染実態を報告しても、地元経済への悪影響、失業者増加、治安悪化の懸念から、人民委員会が環境改善令を出さない場合がある。※ 郡やコミュニケーションレベルでは役職を兼任しているケースが多く、環境対策専門の職員が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ハノイ、ホーチミン、フエにおける水環境改善計画プロジェクト(JICA) JICAによる地方行政における水管理能力向上プロジェクトが実施される予定

		対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
		<ul style="list-style-type: none"> • DONRE 間での情報・経験共有の実施 • 一部の DONRE による地方政府職員の修士以上の学位取得支援の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>ODA プロジェクトの経験がある DONRE と、ない DONRE の間で職員のサンプリング、計測、分析等の能力やラボの整備状況に差がある。※</u> • <u>地元企業から技術相談があるが、対応できる職員が少ない。</u> 	
	産 業 界	<ul style="list-style-type: none"> • 一部（外資系、輸出製品製造業等）の工場における環境管理・公害防止を専門的に対応する部署の設置、人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> • 国内企業と外資系海外企業の取組状況に大きな差がある。 • <u>工場ごとに公害防止・環境管理の専門家を置くことが求められていない。</u> • <u>企業のトップの環境に対する意識は依然として低い。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 経済産業省がハノイ市における PCM 制度導入の支援を計画
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> • 環境警察の設立（中央・地方レベル）（2006 年） • 環境警察と MONRE, VEA, DONRE との連携体制の構築（2009 年省庁間通達第 2 号） 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>環境警察は組織としての経験が浅く、また環境分野の教育を受けた職員の数も少ない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 水管理技術能力向上プロジェクト（環境警察の能力向上プログラムを実施中）（JICA）
技 術 開 発・普 及	中 央 政府	<ul style="list-style-type: none"> • 環境保護基金の設置 	<ul style="list-style-type: none"> • 産業界の環境に対する意識が低いため、企業の環境対策資金調達メカニズムとして浸透していない。 • 利用に係る手続きが不明確・複雑なため、企業の利用率が低い。 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 環境技術の開発・導入のためのインセンティブ制度（税優遇措置、低利長期融資等）の整備（2009 年政令第 4 号） 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>政令 4 号はインセンティブ制度の概要のみなので、企業の利用率を高めるためには、手続き等に関するガイドラインの整備が必要。</u> • <u>財政やローン・税優遇の中身の決定権は財務省にあり、企業がどれだけ支援を受けられるかは現段階では不明瞭。</u> 	

	対象国の取組実施状況	課題	ドナー機関による取組
	<ul style="list-style-type: none"> • VEA における技術評価システムのパイロット的な導入 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>ベトナムの現状にあった海外の環境技術</u>を評価する際の判断基準がなく、現状では企業は導入に係る初期費用のみで技術を選定している（維持管理費用やエネルギー効率等は十分に考慮されていない）。 • <u>パイロットで試行的に行っている段階であり、政府内で技術認証システムを導入すべきか議論がまとまっていない。</u> 	
産 業 界	<ul style="list-style-type: none"> • 工業団地や一部の工場における排水処理システムの導入 • 同一産業の複数工場の共同出資による排水処理システムが整備されている工業団地の設立（繊維産業等） 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>多くの工場がロシアや中国の旧式の生産技術を使用しており、エネルギー効率が悪く、収益が低い</u>ために、環境対策への再投資ができない悪循環に陥っている。 • <u>工業団地の排水処理設備は外資系と国内資本の間に大きな差がある。外資系の工業団地は入居料も高い</u>ため、多くの国内企業は充分に対策がなされていない工業団地に進出している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> • 一部の業界団体における技術情報共有セミナーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 海外輸出が多く、外資系企業の多い産業（繊維産業等）とその他の産業との間に大きな差がある。 	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> • VAST-IET や大学等による排水処理技術の開発・普及 • VAST-IET や大学等による技術導入に係るコンサル・サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>プレーヤーが限られており、技術開発・低コスト化の競争が起こる土壌が形成されていない。※</u> • <u>排水処理技術の設計から、オペレーション、メンテナンスについて、ハード・ソフト両面から支援する産業が形成されていない。※</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • 水管理技術能力向上プロジェクト（VAST-IET の水管理技術能力向上）（JICA）